

令和6年第6回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和6年6月17日(月) 午前8時55分～9時25分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (10人)

会 長	12番	木 立 康 行	
会長職務代理者	11番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	種 市 美 夏	2番 森 山 栄 治
	3番	加 藤 浩 揮	4番 佐 藤 陽 介
	5番	今 隆 俊	6番 石 澤 孝 知
	7番	長 内 康 之	9番 工 藤 勝 彦

4 欠席委員 (3人)

8番 木 村 功	10番 工 藤 元 伸
13番 佐 藤 国 雄	

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・沖揚平・厚目内地区	櫻 庭 太 志	・中野地区	佐 藤 徹 志
・山形地区	山 口 貴 佳	・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁
・黒石地区	高 木 一 弥	・六郷地区	佐 藤 徹 志

6 議事参与の制限委員 (1人)

5番 今 隆 俊

7 付議案件

報告第11号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第12号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第24号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第25号	農用地利用集積計画の決定について
議案第26号	農用地利用集積等促進計画案に係る意見について
議案第27号	農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について

8 事務局職員	事務局長	佐 藤 久 貴
	事務局長補佐	村 上 大 樹
	主査	山 田 和 晶
	主事	工 藤 慎 也
	主事	福 澤 野 亜

佐藤 事務局 長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会の挨拶) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職 務 代 理 者	ご起立願います。 私が前文を読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。ご着席ください。
議 長	ただいまから、令和6年第6回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が10人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、1番種市美夏委員、2番森山栄治委員をお願いします。 書記には、事務局の村上補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には、要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福 澤 主 事	報告第11号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。2ページと3ページをご覧ください。 令和6年5月受理分は、相続が15件、総面積112,943㎡、田が38筆87,583㎡、平畑が23筆23,517㎡、樹園地が1筆1,843㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
福 澤 主 事	報告第12号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。5ページをご覧ください。 受付番号30番は、西ヶ丘の田、外2筆合計2,885㎡を賃借人の都合により、令和6年5月1日に合意解約したものです。

		受付番号31番は、大字上目内澤字下田表の田、外1筆合計1,994㎡を賃借人の都合により、令和6年5月1日に合意解約したものです。 6ページに移ります。 受付番号32番は、大字東野添字長坂道北の畑、1,311㎡を賃借人の都合により、令和6年5月13日に合意解約したものです。 受付番号33番は、西ヶ丘の田、外1筆合計3,727㎡を賃借人の都合により、令和6年5月22日に合意解約したものです。 7ページに移ります。 受付番号34番は、小屋敷西の田、3,730㎡のうち3,355㎡を賃借人の都合により、令和6年5月22日に合意解約したものです。 以上です。
議	長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは、議案第24号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福澤主事		議案第24号の説明の前に、議案書の訂正をお願いいたします。9ページの(1)使用貸借権設定です。受付番号12番となっておりますが、正しくは受付番号14番となります。訂正をお願いいたします。 議案第24号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、所有権移転が6件です。 9ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号14番は、大字花巻字南家岸の樹園地、1,873㎡を経営規模拡大のため、10年間貸借するものです。 10ページに移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号28番は、大字浅瀬石字龍ノ口の樹園地、1,467㎡を贈与により取得するものです。申請地は事務局へあっせんを申し出ていた農地であり、譲受人の耕作地の隣地であります。耕作していただけるなら贈与で構わないという所有者の意向により、贈与での申請となっております。 受付番号29番は、大字石名坂字村ヨリ東の田、162㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号30番は、大字石名坂字村ヨリ西の田、外1筆合計124㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号31番は、大字浅瀬石字山辺の畑、外5筆合計19,891㎡を親から子への贈与により取得するものです。受付番号31番は、新規農家による申請のため、後ほど委員より聞き取り調査した内容の報告があります。

	なお、申請地に含まれている田については、所有権移転許可後に、農業委員会を通して貸借の申請をする予定です。 11ページに移ります。 受付番号32番は、大字三島字宮元の田、730㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号33番は、大字浅瀬石字山元の田、895㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。なお、受付番号33番については、譲渡人が昨年体調不良により、営農が困難になったことを譲受人へ相談したところ、耕作していくとのことで、新規農家として聞き取り調査を行ったので、後ほど委員より報告があります。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、1番種市美夏委員に報告をお願いします。
種市美夏委員	今回申請があった農地ついて、去る6月6日、佐藤国雄委員、村上誠推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号14番は、現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (2) 所有権移転です。 受付番号28番は、贈与のための申請です。現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培が行われます。 受付番号29番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、権利取得後は、野菜の栽培が行われます。 受付番号30番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号31番は、贈与のための申請です。新規農家ため、聞き取り調査した内容を報告します。現況は樹園地及び田で、権利取得後は、りんご及び水稻の栽培が行われます。申請人は、現在、会社員として働いていますが、父である譲渡人のもとで3年間りんごの栽培を手伝っているうちに、営農に興味を持ち、兼業農家として営農することを決意したとのことです。 農業機械等は父から借り入れし、収穫したりんごの出荷先は、組合員に加入する予定のため、農協を考えているとのことです。農業への意欲もあることから、農地を取得することに問題はないと思われます。 受付番号32番は、耕作便利のための申請です。現況は田で、権利取得後は、水稻の栽培が行われます。 受付番号33番は、耕作便利のための申請です。新規農家として聞き取り調査した内容を報告します。申請人は、建設業を営んでおり、現在所有して

	いる農地は、知り合いの農家が耕作しているが、譲渡人が体調を崩し、営農していくのが困難になったという相談を受け、申請に至ったとのこと。 今後は、自身が所有している農地も含めて、自家消費用に水稻を作付する予定であり、農業機械等は譲受人が経営する会社から借り入れすることとで、農業への意欲もあることから、農地を取得することに問題はないと思われます。 今回申請があった7件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	33番の新規農家のことですが、農地を所有していて、他の方に耕作してもらっている状況ですが、これは新規農家扱いになるのですか。
福澤主事	譲受人が所有している農地は、他の方に耕作してもらっている状況で、今回申請する農地も含めて、自分の農地も一緒に耕作していくということで、新規農家となります。
長内康之委員	仮に自分で田を所有し、それを他の方に耕作してもらっているが、今度は自分で耕作するとなれば、新規農家の扱いとなるのですか。
佐藤事務局長	新規農家とはいかないのではないのでしょうか。
長内康之委員	新規農家となれば手続きの流れでヒアリングが入りますよね。
佐藤事務局長	そうです。事務局で新規農家と説明をしてしまったので、そういうふうに捉えたと思いますが、元々耕作をしている人で、耕作を再開したかたちになると思います。
長内康之委員	その場合もヒアリングの実施や、手続き上は営農計画を立てていけば大丈夫ですか。
佐藤事務局長	そうです。
長内康之委員	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。 次の議案第25号につきましては、5番今隆俊委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限により、また、高木一弥推進委員と櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案開始から終了まで退席をお願いします。 (今隆俊委員、高木一弥推進委員、櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第25号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

	事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査	議案第25号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が11件、所有権移転が2件です。 別紙13ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。 受付番号37番から47番は、全て農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号37番は、小屋敷南の田、外2筆合計4,191㎡を10a当たり12,000円での設定です。 受付番号38番は、馬場尻北の田、外1筆合計7,312㎡を10a当たり10,000円での設定です。 受付番号39番は、飛内北の田、外5筆合計10,971㎡を10a当たり12,000円での設定です。 受付番号40番は、飛内北の田、外6筆合計29,077㎡を10a当たり13,000円での設定です。 受付番号41番は、大字石名坂字櫻清水の田、2,804㎡を10a当たり15,000円での設定です。 受付番号42番は、あけぼの町の田、5,787㎡を10a当たり15,000円での設定です。 受付番号43番は、馬場尻西の田、外2筆合計3,411㎡を10a当たり10,000円での設定です。 受付番号44番は、大字境松字村井の田、外4筆合計8,568㎡を10a当たり10,000円での設定です。 受付番号45番は、飛内北の田、6,087㎡を10a当たり10,000円での設定です。 受付番号46番は、相野の田、外4筆合計21,356㎡を10a当たり13,000円での設定です。 受付番号47番は、相野の田、4,722㎡を10a当たり13,000円での設定です。 17ページへ移ります。 (2) 所有権移転です。 受付番号35番から36番は経営規模拡大のための申請です。 受付番号35番は、大字南中野字中里の畑、1,302㎡です。 受付番号36番は、大字三島字村里の樹園地、633㎡です。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。

議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第25号は、原案のとおり決定いたします。 (今隆俊委員、高木一弥推進委員、櫻庭太志推進委員指定席に着く) 次に、議案第26号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山 田 主 査		議案第26号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、農業委員会の意見を求めるものであります。 別紙19ページで説明します。今回の申請は1件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号2番は、既に農地中間管理権が設定されている農地について、当初の、出し手の農用地利用集積計画の存続期間が10年であるものに対し、受け手の農用地利用配分計画の存続期間が5年と期間に相違があり、期間を10年に統一するため再配分が必要になったものです。 農地の所在は、馬場尻下の田、3, 227㎡、期間は3年11ヶ月、賃借料は10a当たり15, 000円となっております。 以上、計画書の内容等により、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号等の要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
議	長	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第26号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第27号「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
村 上 補 佐		議案第27号は、農業委員会の適正な事務実施に係る令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、青森県及び東北農政局に報告するため意見を求めるものであります。 農業委員会では、国の指導に基づき毎年活動計画を定め、その実施状況を公表させることになっておりますので、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を決定し、ホームページ

上で公表いたします。

21ページをご覧ください。

Iの令和6年4月1日現在の農業委員会の体制のほか、内容の説明は割愛させていただきます。

22ページをご覧ください。

II最適化活動の実施状況です。

①現状及び課題と②の目標については、以前、最適化の目標で説明しておりますので、以降全て、実績のみご説明いたします。

1最適化成果目標、(1)農地の集積です。

実績は、今年度の新規集積面積、229ha、農地面積、3,340ha、今年度末の集積面積、2,065ha、今年度末の集積率、61.8%、目標に対する達成状況、105.6%でした。農業委員会の点検結果は、「出し手の農地情報を市のHP及び広報誌に掲載し、毎月更新を行った。出し手農家の農地や遊休農地の担い手への集積が図られ、概ね目標を達成することができた。」としました。

(2)遊休農地の発生防止、解消です。

23ページをご覧ください。

③実績、ア既存遊休農地の解消、a緑区分の遊休農地の解消です。今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積、4.5ha、今年度の目標に対する達成状況は、8.9%、b黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況は、「市内全域の農地について、前年度の調査を基に、地区別に調査を行った。工程表の策定については、農業関係機関と協議を進める。」としました。イ新規発生遊休農地の解消は、4.5haでした。

(3)新規参入の促進です。

24ページをご覧ください。

③実績、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積、2.8ha、公表URLは、市のホームページアドレスになります。目標に対する達成状況、19.5%、新規参入者の参入状況は、参入経営体4経営体、取得面積、2.2haでした。農業委員会の点検結果は、「出し手の農地情報をHPに掲載しており、窓口において新規参入を望む方に農地の詳細な情報や農地法等に関するアドバイスをを行い、数人が農地の貸借契約を結ぶなど、新規参入に係る支援を実施することができた。」としました。

2最適化活動の活動目標、(2)活動強化月間の設定です。

実績、活動強化月間の設定回数は、5回で、結果はご覧のとおりです。

25ページをご覧ください。

(4)新規参入相談会への参加です。

実績ですが、新規参入相談会への参加回数は0回でした。

目標の達成状況の評語は、「目標に対して期待どおりの成果が得られた。」としました。

推進委員等の点検、評価結果です。

目標に対し期待を上回る結果が得られたが、6名、目標に対して期待どお

		りの結果が得られたが、13名でした。 説明は、以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員 一 同		「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第27号は、原案のとおり決定いたします。これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和6年第6回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。 令和6年6月17日 議 長 水 互 康 行 議事録署名者 種子美夏 議事録署名者 藤 山 栄 治